

図書の相互貸借の取扱いについて

広島市立大学附属図書館利用規定第15条第3項の規定に基づき、図書の相互貸借について次のとおり定める。

1 貸出対象機関

- (1) 「国公立大学図書館文献複写に関する協定」(昭和62年2月6日)に基づく協定加盟図書館
- (2) その他、館長が許可した機関

2 貸出対象資料

図書館で実質的に管理している一般図書とする。
(教員研究用図書や参考書、レファレンス資料等は対象外)

3 貸出冊数及び貸出期間

- (1) 貸出冊数は、1機関に対し未返却資料を含め3冊以内とする。
- (2) 貸出期間は、搬送期間を含め3週間以内とする。

4 搬送方法及び搬送料の負担

- (1) 搬送方法は、貸出、返却とも簡易書留を利用するものとする。
- (2) 搬送料は借受機関が負担する。

5 搬送料の受納方法

搬送料は、貸出資料の返却時に、貸出送料実費分を郵便切手により受納する。

6 貸出依頼の受付方法

I L L、郵便及びF A Xとする。

7 事故時の責任

貸出資料の借受機関到着後、本館に返却されるまでの間に生じた事故については、借受機関の責任において処理する。

8 本館が借受ける場合の取扱いは、貸出機関の規定による。

附 則

この取扱いは、平成9年10月29日から施行する。

この取扱いは、平成10年4月1日から施行する。